併市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成十二年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十一年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分したものとする。」を「平成十二年二月一日以前（沖縄県にあつては平成十一年十二月一日以前）に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成二十二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成六年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分したものとし、平成十二年二月二日から平成十七年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成十一年十二月二日から平成十六年十二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成二十二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成十二年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十一年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分したものとし、平成十七年二月二日から平成二十二年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成十六年十二月二日から平成二十二年二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成二十二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成十七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分したものとする。」に、「平成七年八月一日現在」を「平成二年八月一日現在」に改め、同項第四号中「第十条第十五項から第二十項まで」を「第十条第十三項から第十九項まで」に、「第十二条第四項から第六項まで」を「第十二条第三項から第五項まで」に改め、「に経常態容補正係数I係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を削り、「〇・八四七二」を「〇・八四四二」に、「当該合併関係市町村の単位費用」を「単位費用」に、「第十二条第六項」を「第十二条第五項」に、「合併前指定都市」を「合併前において指定都市」に改め、同項第九号中「二・二三〇」を「二・二八〇」に改め、同条第五項第三号中「平成十六年十一月三十一日」を「平成十六年十一月三十日」に改め、同項第五号中「合併前指定都市」を「合併前において指定都市」に、「建築主事設置市であるときは指定都市」を「建築主事設置市であるときは合併前において指定都市」に、「限定特定行政庁設置市町村の区分に応ずる係数によるものとし」を「合併前において限定特定行政庁設置市町村以外の市町村であつた合併関係市町村については限定特定行政庁設置市町村の区分に応ずる係数によるものとし」に、「児童相談所設置中核市若しくはその他の中核市又は」を「児童相談所設置中核市、その他の中核市又は」に、「合併前当該新市町村の地域区分と異なる」を「合併前において指定都市、中核市又は保健所設置市以外の市町村であつた」に、「中小企業支援市及び計量市の区分」を「合併前において中小企業支援市及び計量市以外の市町村であつた合併関係市町村については中小企業支援市及び計量市の区分に応ずる係数によるものとし、当該新市町村が当該年度の四月一日現在において計量市であるときは合併前において計量市以外の市町村であつた合併関係市町村については計量市の区分」に改める。

第五十条第二号中「当該年度分の課税標準額の合算によつて按分」を「当該年度分の課税標準額の合算によつて分別」に、「地方税法附則第十六条（第四項を除く。）の規定、昭和六十年地方税法改正法附則第六条第六項の規定、平成三年地方税法改正法附則第十一条第二項、平成十一年地方税法改正法附則第八条第二十項の規定、平成十三年地方税法改正法附則第八条第二十項の規定及び平成十四年地方税法改正法附則第五条第二十八項の規定により」を「第三十二条第三項の規定により」に、「七一・四三」を「七三・五〇」に、「の基準税額を当該合併関係市町村の算定前年度の基準税額によつて按分」を「の基準税額を当該合併関係市町村の算定前年度の基準税額によつて分別」に改め、同条第十号中「合併前指定都市」を「合併前において指定都市」に改める。

第五十三条第一項中「第九項及び第十項並びに旧新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）第二十三条第一項」を「第十項及び第十一項」に、「合併新法、合併特例法及び旧新市町村建設促進法附則第六項」を「合併新法及び合併特例法」に、「以下「人口」を「以下この条において「人口」に、「あん分」を「按分」に改める。

附則第三条第一項中「附則第二十三項」とする」を「附則第二十三項」とし、「附則第二十五項」とあるのは、「附則第二十五項及び第二十九項」とし、平成二十四年度に限り、同号中「四月一日」とあるのは、「四月六日」とする」に、同条第四項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

附則第四条第二項の表第三号中「、平成二十二年度補正予算債」の下に「、平成二十三年度補正予算債」を加え、同条第三項中「あん分」を「按分」に改める。

附則第六条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「0.186」を「0.155」に改め、同条第二項中「第九条第十二項」を「第九条第十五項」に、「〇・一七九」を「〇・一七二」に、「〇・〇一五」を「〇・〇一三」に、「〇・三二七」を「〇・三六七」に、「〇・〇四四」を「〇・〇四〇」に改める。

附則第六条の二を削り、附則第六条の三を附則第六条の二とする。

附則第七条の八及び第七条の九を削る。

附則第九条及び第九条の二中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「第十二条第三項」に改める。

附則第九条の五中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「第十二条第四項」を「第十二条第三項」に、「4,850,000」を「4,303,000」に、「3.1」を「3.0」に、「平成23年版」を「平成24年版」に、「平成17年度から平成20年度まで」を「平成18年度から平成21年度まで」に改める。

附則第九条の六及び第九条の七を削る。

附則第十条を次のように改める。

第十条　削除

附則第十条の四の見出し中「平成七年四月一日」を「平成九年四月一日」に改め、同条中「平成七年四月一日」を「平成九年四月一日」に、「平成7年4月1日から平成11年3月31日まで」を「平成9年4月1日から平成11年3月31日まで」に改め、「0.3」及び「平成7年4月1日から平成9年3月31日までの間において合併を行つた場合」を削る。

附則第十一条の二を次のように改める。

第十一条の二　平成二十四年度において新たに指定された指定都市（以下この条において「新指定都市」という。）を包括する熊本県に係る交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に〇・七四四を乗じて得た額とする。

2　平成二十四年度に限り、新指定都市を包括する熊本県の区域内の市町村に係る交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に、新指定都市にあつては二・三一三、指定都市以外の市にあつては一・一〇三、町村にあつては〇・九二九を乗じて得た額とする。

3　平成二十四年度に限り、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなつた指定都市以外の市、道路法第十七条第三項の規定により区域内の都道府県道を新たに管理することとなつた町村並びに当該市町村を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

附則第十二条の二第一項中「83,400円」を「85,200円」に改め、同条第二項中「0.993」を「1.054」に、「0.726」を「0.986」に、「a4×a5」を「a4＋a5」に、「平成21年度」を「平成22年度」に、「1.573」を「9.528」に、「（d1／d2）×0.98028」を「（d1／d2）×0.97745×0.975」に改める。

附則第十三条各号列記以外の部分中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第二号ただし書を削り、同号算式及び算式の符号を次のように改める。

算式

（A＋B）×0.75＋C＋D